

令和8年度 Shiga Smart Access自動運転チャレンジ事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度Shiga Smart Access自動運転チャレンジ事業業務（以下「本業務」という。）

2 目的

滋賀県においては、持続可能な地域交通の維持・活性化に向けて、「滋賀地域交通ビジョン」の具体策となる「滋賀地域交通計画」を策定した。

厳しさを増しているバス等の運転士不足への対応など、滋賀地域交通ビジョンの実現に向けて、多様な移動ニーズに既存の公共交通だけで応えていくのは困難であり、自動運転を実現することは地域交通の確保・活性化に極めて重要である。

このため、滋賀県では、令和6年度に「自動運転の実証・実装に向けた取組」を開始し、県内における自動運転に適したフィールド調査を実施し、ニーズ、技術面に加え、地域の魅力向上、発信力、経済波及効果等から、モデル事例として、世界遺産登録を目指す彦根城周辺エリアを選定し、当ルートの3Dマップ作成等運行に向けた準備を実施した。滋賀デスティネーションキャンペーンが開催される令和9年度をターゲットに、ウォークブルなまちのシンボルとなる「楽しく、グリーンな移動手段」として活用し、サステナブルな、ひと中心のにぎわいのあるまちづくりや、公共交通全体の活性化、まちの魅力向上につながるよう取組を進めている。

令和7年度は、彦根駅から彦根城前（いろは松駐車場）までの往復約1.5kmにおいて、17日間（出発式、関係者試乗を含む）、レベル2で実証運行を行った。

これを踏まえ、本事業では、令和7年度ルートを延伸の上、自動運転バスの実証運行を行い、将来的な自動運転レベル4の実装に向けて、公道走行の課題抽出やリスク分析、対処策の実施、自動運転に対する社会受容性の醸成等を目的とする。

3 期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）実証運行の準備

ア 運行期間

運行期間は、令和8年10月～12月の間の1か月間とし、必要な準備、撤収にかかる期間を提案で示すこと。運行期間は、彦根市が行う駅前お城通り道路空間再配分社会実験等も踏まえ、県および彦根市と協議の上決定すること。

イ 運行計画の作成

「令和8年度彦根市 彦根城ルート」において、県と協議の上、道路運送車両法や道路交通法の許認可等に必要な運行ダイヤ案、用いる自動運転車両、システム、乗車定員等を記載した運行計画を作成するとともに、必要な許認可手続きの実施、支援を行うこと。

運行を行うルートは、図1のとおり彦根駅からいろは松、彦根城（路線バス停留所）、大手前駐車場および京橋交差点、立花町交差点を經由する1周約3.0kmを想定している。自動運転車両は、令和7年度に実証運行を行った以下の車両を想定しているが、下記の要件以上の車両も可とする。

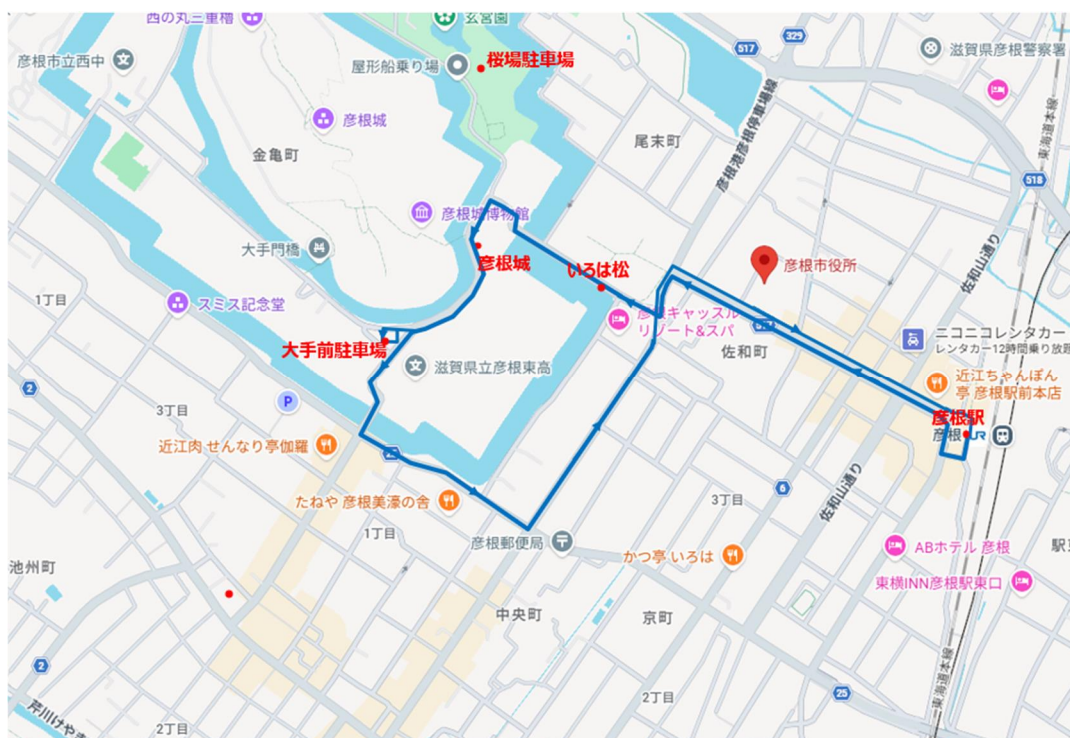


図1 「令和8年度彦根市 彦根城ルート」

—	車両メーカー	車両名	台数
車両	Navya Mobility	EV03	1台

表「車両」

項目	要件
車両定員	12人（実証運行時は11人）
車両サイズ	全長4,780mm × 全高2,670mm × 全幅2,100mmと同程度の大きさ

最高速度（車両性能）	実証実験時上限：18km/h
平均稼働時間	約9時間
自動運転レベル	レベル4自動運転に対応可能な車両であること
センシングデバイス等装備構成	2D LiDAR:2個、3D LiDAR:6個、カメラ8個、IMU1個、GNSSアンテナ1個、オドメトリ
安全対策	緊急停止ボタン、ステッカー表示、手動運転切替可
その他特徴	TPMS搭載、雨滴・照度センサー装備、冷暖房付き
外装等	利用促進、発信力向上に向けた車両のデザイン・ラッピングを実施すること
信号連携	彦根駅から護国神社前交差点間において、信号連携を1か所実施すること

表「車両要件」

（2）実証運行の実施

①技術面および全般に関すること

ア 車両及びドライバーの確保、研修

（1）アに基づく準備期間において、運行計画に定めた車両の種類に応じ、法令に基づき運転に必要とされる運転免許等の資格を有しているドライバーを確保すること。確保したドライバーに対する研修等が必要であれば実証運行までに実施すること。また、運行にあたっては車椅子等の利用に配慮すること。

イ 公道での走行にかかる事前準備

実証運行を実施するにあたり、下記を満たすよう車両の整備や体制構築を行うこと。また、許認可等の必要な手続きについて県と連携しながら実施すること。車両の整備は、当ルートの3Dマップ作成も含むものとする。

- ① 歩行者や障害物（駐車車両、工事現場等）を車両が検知・判断して、自動停止または自動回避ができる。
- ② 彦根駅から護国神社前交差点までの間において、信号協調を1か所実施すること。この他、自動走行の向上に向けて、令和7年度に実施した彦根駅から彦根城前（いろは松駐車場）の実証運行における課題を踏まえて、実施する車両やその他の対策について提案すること。
- ③ 設定した目的地に向け、加減速や右左折、車線変更を自動で行うことができること。
- ④ 運行期間（準備期間を含む）における、車両保管、充電設備の確保を行うこと。

⑤ 必要な停留所や看板の設置を行うこと。停留所は4か所を想定している。

ウ 遠隔監視の実施

実証運行期間において、車両の遠隔監視を行うこと。遠隔監視は車両の走行位置、動態（自動・手動）、バッテリー残量、車内映像を把握し、県が求める必要な情報は記録し、随時報告すること。

会議室、机、椅子は県の準備とするが、それ以外の必要な部材や通信環境の確保等は受託者が行うこと。

エ 安全の確保

県と協議の上、乗客、周辺の道路利用者、車両の安全確保対策を講じ、運行管理および緊急時の体制を構築し、必要な対応、連絡を行うこと。

発着停留所（彦根駅および大手前駐車場を想定）に保安員を設置すること。また、中堀内の歩車分離がされていない箇所や見通しの悪い箇所等について、県と協議の上、保安員の設置等必要な安全対策を行い、円滑な運行を行うこと。保安員の配置人数、配置場所、配置方法および安全対策については、提案すること。

オ 走行環境の確保

走行ルート上において、支障のある樹木の剪定を行うこと。対象区間は、いろは松駐車場から立花町西交差点までの間の約900mの走行空間とする。

カ 必要なデータの収集・分析

乗降状況（乗車人数、乗降場所、属性）、運行状況（自動運転・手動運転の状況、ヒヤリハット、走行環境）の他、周囲の交通に与える影響等必要なデータを収集し、分析を行うこと。

キ リスクアセスメントの実施およびロードマップの検討

本実証運行を踏まえ、必要なリスクアセスメントを実施し、レベル4実現に向けた次年度以降の方策、地域のニーズに合った運行、実装に必要な費用（イニシャルコスト、ランニングコスト）等を含めた令和10年度頃を目途としたロードマップを検討すること。

当ルートについて、次年度は、四番町スクエア方面への延伸を計画しており、県、彦根市と協議の上、次年度の運行ルート、運行内容を具体化すること。また、検討においては、国の動向や補助制度の活用等も含め、技術面だけでなく、事業性の観点も勘案し地域のニーズに合ったロードマップの作成を行うこと。

②事業性に関すること

ア 予約、乗車にかかる運営

予約受付、管理、乗車受付等において、ニーズを踏まえた円滑な運営を行う

こと。なお、アプリやインターネット等を用いた手法も可とする。

イ アンケート調査の実施

実証運行においてアンケート調査を実施し、利用者満足度等を計ること。集計結果は随時報告すること。なお、アンケート手法はタブレットや二次元コード等を用いた手法でも可とする。

ウ 文化、観光施策等との連携により波及効果を高める取組

単なる移動手段にとどまらず、地域のにぎわい創出、経済の活性化等につながるよう、文化、観光、まちづくり施策や関係団体等と連携し、観光消費額の増加 や公共交通へ転換等を図る取組を企画、提案すること。提案にあたっては、当該効果を評価する方法を合わせて提案すること。

③社会受容性に関すること

ア 車両ラッピングおよび広報企画の実施

県と協議の上、車両のデザイン、ラッピングを行うこと。車両内において、内装やモニター設置を行う場合は、提案すること。また、発信、利用促進を図るため、広報を行うこと。広報企画には、発着停留所での案内やパブリシティを含めるものとし、認知度向上に資する取組や数多く掲載される工夫、外国語対応等を提案すること。広報媒体として、A4リーフレット4,000枚、A1ポスター50枚（紙質はいずれもマットコート110kg）を作成すること。

イ 自動運転バスの理解促進

新モビリティに対する利用者や住民の理解を深め、未来感のある自動運転バスが地域のにぎわい創出につながるよう、当該自動運転バスの概要を利用者等に説明すること。案内人、パンフレットの配置等説明の手法について、提案を行うこと。

また、利用者に対する満足度、再利用意向を高めるためのノベルティの作成を行う場合は、内容、部数について、提案を行うこと。

ウ 子どもや若者向けの体験乗車

自動運転バスや地域の魅力に対する理解を深め、自動運転バスが地域の魅力の向上につながるよう、地域の子どもや若者を対象とした、体験学習の機会を設けること。対象者は県と協議の上決定するものとし、実施内容、実施回数、参加者想定数、効果の測定方法について、提案を行うこと。

④その他

①～③に必要な調整、関係者による会議への出席

- (3) 導入や県内展開を見据えた検討支援に関すること
 - ア 体制づくり
 - 定常運行や県内展開を見据えた、次年度以降の地域の交通事業者の参画について検討支援を行うこと。

- (4) 実証結果の取りまとめならびに令和10年度の運行計画概要およびロードマップ策定
 - 上記(1)～(3)で得られた結果を踏まえ、下記の成果物の作成を行うこと。
 - ア 実証運行結果報告書
 - イ ロードマップ
 - ウ 令和10年度における実証運行計画(概要)

- (5) 提案事項
 - ア 上記の実証にあたって、乗車方法(予約等)、利用者想定数を提案すること。また、おもてなしの向上や利用促進、理解促進の工夫、取組があれば提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
 - イ 上記の期間を超えて運行する場合や想定車両以外を使用する場合は、そのねらいや想定されるリスク対応を含め提案すること。また、想定車両以外を使用する場合は、カタログ等の資料を提出するとともに、車両要件以上であることを含め提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
 - ウ 実証の評価手法(評価基準)を収集するデータの内容を含め具体的に提案すること。なお以下の点を踏まえた内容とすること。
 - (ア) 自動運転にかかる検証(ニーズ、利便性、有効性(公共交通の活性化、にぎわい創出、消費額増等)、技術面、事業性、社会受容性、波及力等)
 - エ 広報にあたっては、実施する広報の内容、広報物の部数を提案するとともに、分かりやすくビジュアルに訴えるなど、ターゲットに対する効果的な広報イメージや周知方法を具体的に提案すること。
 - オ アンケートについて、実施方法、実施予定数および回収率を向上させるための工夫を提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
 - カ 検証結果の取りまとめ、次年度運行計画(概要)、ロードマップのイメージを提案すること。

5 業務の進め方

- (1) 本業務の受託者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。

(3) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

(4) 受託者は、委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行なわなければならない。

6 資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

7 成果物

本業務の実施にあたり、下記の成果物を作成し、納品すること。

ア 業務実施体制図

業務の従事担当者名及びその役割を明記することとする。契約締結後、速やかに提出すること（共同事業体（JV）の場合は構成員の会社名を追記）。

イ 業務実施計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

ウ 運行計画

「4業務内容」(1)イに指定する資料を、県と協議をした上で、県が指定した期日までに提出すること。

エ 「実証結果の取りまとめならびに令和9年度の運行計画概要およびロードマップ策定」に係る資料

「4業務内容」(5)に指定する資料を、県と協議をした上で、県が指定した期日までに、以下の部数を提出すること。

①報告書概要版：成果の骨子および主たる図表等をわかりやすくとりまとめたもの（紙A4版）各5部

②報告書本編：業務全般の内容、成果等をわかりやすく整理したもの（紙A4版）各5部

③報告書電子データ 一式（①～②をCD-R等で1部）

オ 納品場所は、交通まちづくり部交通まちづくり政策課とする。

8 運営管理

受託事業者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

9 業務履行にあたっての条件および留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- (2) 実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、これを定めるものとする。
- (4) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、当事業の成果物は滋賀県へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県への引渡し完了したときに滋賀県に移転するものとする。
- (7) 委託者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (8) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (9) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託事業者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。
- (10) 本業務の受注者等が法人格を持たない共同事業体(JV)の場合は、法人格を持つ事業者を当該共同事業体の代表者とし、業務執行者かつ組合を代表するものとして、第三者との契約行為を行う権限を付与することを定めた共同事業体(JV)協定書を取り決めた上で、当該内容がわかる写しを提出すること。